



甲賀市

新婚世帯の住居費・引越費用等を補助します!

経済的な理由などで
結婚に不安を
抱える方へ



結婚新生活 支援補助金

令和7年度

最大
30万円
補助します

申請期間

※予算には限りがあるため、
申請期間中に交付を打ち切る可能性があります。

資格認定
申請

令和7年4月1日 火

令和8年1月30日 金

交付
申請

令和7年4月1日 火

令和8年3月6日 金

対象となる費用

(①～③合わせて最大30万円)

婚姻に伴う住居費

- ① 新居の購入費
- ② 新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

※勤務先からの住宅手当の支給や、公的制度による補助等がある場合は
対象となる費用から相当する額を差し引きます。

婚姻に伴う新居への引越費用

- ③ 引越業者や運搬業者に支払った費用

交付までの流れ

STEP1 申請者 受給資格認定申請

STEP2 甲賀市 受給資格の有無を審査・通知

STEP3 申請者 交付申請兼実績報告

STEP4 甲賀市 申請書審査・交付決定

STEP5 申請者 請求書提出

STEP6 甲賀市 申請者の口座へ振込

※前年度に引き続き申請される世帯は交付申請から行ってください。(資格認定申請は不要)

※交付申請は年度内に一度のみ可能です。

※お支払いされた費用に対して補助を行うものです。

裏面もご覧ください ▶

対象となる世帯

今年度初めて申請される世帯

※①～④のすべてを満たす必要があります。

- ①年齢 婚姻日において夫婦ともに39歳以下
- ②婚姻日 令和7年1月1日～令和7年12月31日
- ③所得 夫婦の合計所得が500万円未満
※奨学金を返済している場合は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除
※所得500万円の目安：年収約670万円前後
- ④その他
 - ・市税（甲賀市民税・固定資産税・軽自動車税）の滞納がないこと
 - ・過去に当補助金（他市町村含む）の受給歴がないこと
 - ・資格認定申請日から1年以上甲賀市に定住する意思があること

前年度に引き続き申請される世帯

※①～③のすべてを満たす必要があります。

- ①前年度において、資格認定申請を受けていること
- ②前年度において、上限30万円を受給されていないこと
- ③市税（甲賀市民税・固定資産税・軽自動車税）の滞納がないこと

申請に必要な書類

資格認定申請時

- 1.住民票
- 2.婚姻届受理証明書
- 3.所得証明書
- 4.貸与型奨学金の返済額がわかる書類
(奨学金返済中の場合)

交付申請時

- 1.キャッシュカードや通帳などの口座情報がわかるものの写し
- 2.資格認定通知書の写し
- 3.物件の売買契約書及び領収書の写し
(物件購入の場合)
- 4.物件の賃貸契約書及び領収書の写し
(物件賃貸の場合)
- 5.住宅手当支給証明書(様式第4号)
(物件賃貸の場合)
- 6.引っ越しに係る領収書の写し
(引っ越しの場合)
- 7.離職票または退職証明書等
(離職中の場合)

お問い合わせ先

甲賀市 総合政策部 政策推進課 (市庁舎3階)

詳しくはこちら▶

☎0748-69-2105 ✉koka10041000@city.koka.lg.jp

